

平成24年 3月 定例会(第1回) 会議録(抜粋)

◆15番(真船和子君) 議長の指示により、通告順に従いまして一般質問をいたします。

初めに、教育行政について、学校給食の異物混入についての対応、対策についてお伺いいたします。

学校給食は、平成元年に文部省が告示しました新学習指導要領に、特別活動の中の学級活動の一分野として位置づけられております。その教育課程の基準の改定の基本方針において、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ることなどが示されており、子どもたちが生涯にわたって健康な生活を形成していくための食生活のあり方を健康教育の一分野として位置づけております。いわゆる学校給食は、子どもたちの命を守る安全・安心なものでなければならないことは言うまでもありません。

しかし、その安全・安心であるべき学校給食の現場において異物混入の問題が発生いたしました。その問題に対する対応、対策をどのように行ったのか、お伺いいたします。また、教育長の見解をお伺いいたします。

次に、保健福祉行政について2点お伺いいたします。

1点目は、健康都市宣言と介護保険についてお伺いいたします。

政府は、社会保障と税一体改革の中で介護分野の柱として、地域で医療、介護などのサービスを一体的、継続的に提供する地域包括ケアシステムの構築を打ち出しております。これは高齢者が安心して暮らし続けることができる体制の構築を目指すものであります。しかし、介護保険制度導入から11年が経過しますが、急速な高齢化、要介護認定者数の増加などに伴い、介護保険制度の維持、運営に大きな影響を与えております。

そこで本市の介護認定者数の状況を見ますと、第4期介護保険実施計画の要介護認定者数は1万1,642人であります。第5期計画では1万4,996人と、約29%の増加を見込んでおります。2015年には団塊の世代が前期高齢者に到達し、その10年後の2025年には団塊の世代が後期高齢者に達し、今後、高齢者数に占める認定者数の割合も高くなることを見込まれます。こうした介護課題を考えてみますと、介護度の低い人が重くならないような取り組み、また元気な人が介護状態にならないようにしていく予防対策の取り組みが喫緊の課題であります。そして、本市の将来の財政負担を抑え、高齢者の方が自宅で、地域で元気に生き生きと生活できる施策展開を市が責任を持って実施することが高齢化に対するまちづくりの施策であると私は考えます。

そこで、本市ではあらゆる世代が健康で笑顔で暮らせるまちづくりを推進するための条例を設置し、健康を施策の中心に置き、健康都市宣言として取り組むお考えはないか、お伺いいたします。市長の見解を求めます。

2点目に、高齢者の移動支援についてお伺いいたします。

既存のサービスから漏れる体の不自由な移動困難者に対し、福祉タクシー事業の拡充の実施を議会で訴えてまいりました。その結果、昨年の12月議会では市長より、移動困難で閉じこもりがちな高齢者の方の外出支援を促進するためのタクシー利用補助事業など、高齢者が安全・安心に暮らせるセーフティネットの拡充の観点から優先順位をつけつつ順次取り組んでまいりたいと積極的な答弁をいただいております。

そこで、新年度予算案において高齢者の移動支援についての取り組みをお伺いいたします。

以上で第1回目の質問といたします。

◎市長(宮本泰介君) それでは、真船議員の一般質問にお答えいたします。

1つ目の教育行政については教育長が答弁いたします。

保健福祉行政について、健康都市宣言と介護保険についてお答えいたします。

健康は、言うまでもなく市民すべての共通の願いであり、市民が日々幸福な生活を送るために、健康であるということは特に基本的で重要なことでもあります。これまで本市は、すべての市民が健康やかに生き生きと暮らしていけるまちづくりを目指し、平成16年に「健康なまち習志野」計画を策定して、市民がみずから健康づくりに取り組めるような支援と、その活動を地域全体で支えていく環境の整備に取り組んでまいりました。しかしながら、少子高齢化が進展し、国民医療費が国民所得を上回る伸びを示していると言われていた中、疾病予防から介護予防まで一貫した予防施策をさらに充実させ、あらゆる世代が健康で笑顔のまちづくりを今以上に積極的に進めていくことが、医療費の抑制や介護保険制度の健全な運営にも大きな影響を与えるものと認識しているところでございます。

ここで本市の介護保険の実態を申し上げますと、平成24年度から26年度の第5期介護保険事業計画期間内の介護サービス、介護予防に係る給付費と事業費の合計は、第4期と比較して約60億円、31%増の256億2,000万円余りとなる見込みであります。本議会には第1号被保険者の介護保険料を改定する条例案を提案させていただいておりますが、このような給付費、事業費の増により、介護保険料の基準額は、基金の投入等の抑制策を講じても第4期より15%の増をお願いしたいと考えているところであります。さらに、第6期以降も同様に給付費等の伸びが避けられないと見込まれる中、高齢者ができるだけ介護を必要とする状態とならないように、健康づくりや介護予防を図って元気高齢者の期間を長く保っていただくことができる施策を展開することが急務であります。

このような状況を踏まえ、私は、医療費や介護保険給付費の制度がまだ破綻にまでは至っていない今、この時期に、本市の健康なまちづくりの基本理念を明確に掲げて、しっかりとした健康なまちのビジョンを市民にお示しする必要があると考えております。さらに、その実現のためには、行政、市民、事業者等が取り組むべき行動の指針をつくる必要がございます。そこで私は、本市が将来にわたってこれら健康なまちづくりの理念やビジョンを持ち続けていくために、健康なまちづくり条例の制定が必要であると判断し、先月、庁内に保健福祉部長を委員長として、各部局次長相当職の職員で構成する、(仮称)習志野市健康なまちづくり条例検討委員会を設置いたしました。去る2月13日には第1回の会議を開き、世界保健機関が提唱しているヘルスプロモーションの概念に基づく条例としていくこと、本年12月議会までに条例案の上程を目指すこと、条例の策定作業に当たって作業部会を設置すること、市民の意見を反映するために、習志野市保健医療協議会や健康なまち習志野評価委員会の御意見をお伺いしていくことなどを協議いたしました。

この条例制定を検討する上での私の基本的な考え方は、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組んでいけるようにするためには、地域社会全体で市民の健康を支える仕組みをつくっていく必要があるということでもあります。すなわち、健康を個人の責任としてのみとらえるのではなく、市民の健康に影響を及ぼす町の環境、教育、防災、経済、子育て支援など、地域社会のさまざまな要素を改善し、人も町も健康になっていこうとする考え方です。そして、このような町

の健康づくりを推進するためには、従来ならば保健医療部門とは無縁と考えられていた活動領域の行政の部門や市民も含め、人と人との温かな関係に支えられる共助の精神に基づいた地域の健康を育ててまいりたいと考えております。このような考え方のもと、重点的に取り組んでいかなければならない生活習慣病や感染症への対応、歯と口腔の健康づくり、心の健康づくり、食事からの健やかな体の育成などの施策の方向性についても、この条例の中で示してまいりたいと考えております。

この条例の制定により、以前から真船議員が強く訴えてこられた予防重視型システムへの転換に伴う徹底した介護予防、さらには介護予防の前の予防事業や、高齢者になる前の介護予防対策を積極的に推進し、元気高齢者の数を着実にふやしてまいります。

真船議員から先ほど御提案いただきました健康都市宣言につきましては、申し上げてまいりましたような条例の趣旨を広く内外に周知し、本市が健康なまちづくりに取り組む決意を明らかにしていく上で効果的な手だての1つであると認識いたしており、今後、条例案の策定とあわせて十分に検討してまいります。

続いて、高齢者の移動支援について御答弁いたします。

私は、高齢者福祉の施策の中で、高齢者の多様な外出の活動を支援することは重要な意義を持っていると考えております。高齢者の中には、外出に対する不安や社会的・経済的な理由などにより、みずから希望する外出が実現できない、またはその希望すらあきらめてしまっている方も多いと考えます。例えば、外出される際にお手伝いをしていただける方がいない方、バスの乗りおりや鉄道の駅までも自力で移動することが困難な方、さらには、たび重なる受診が必要となり、タクシーを利用して病院へ出かけたくても費用の面でためらってしまう方などがおられます。

本市が昨年3月に実施した高齢者等実態調査結果報告書によりますと、外出する際の移動手段として、在宅の要介護軽度認定者の方は、自動車、徒歩に次いで4人に1の方がタクシーを利用すると答えております。また、バスや電車で一人で外出ができない方は6割を占め、外出を控えている方は7割弱となっております。さらに、一般高齢者の外出を控えている方は75歳から79歳までの方は2割、80歳から84歳までの方は3割、85歳以上の方は4割強となっております。在宅で生活している方の要望といたしましても、介護保険サービス以外では、体のぐあいが悪くても希望するところへ行けるための移動支援施策について高い要望があります。このような高齢者御自身のニーズに加え、高齢者が積極的に外出することによって、本人においては身体面や精神面でよい影響がもたらされ、その結果、社会的にも介護費、医療費などのコスト削減、地域活性化や消費拡大などの効果を及ぼすことも期待できるものであります。

そこで、高齢者の外出の頻度を少なくさせている最も大きな要因となっている移動手段の確保の困難性に対する支援策として、在宅で生活する高齢者に対するタクシーの利用助成制度を新設し、日常生活に必要な交通手段の確保と経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考え、本議会に提案いたしました平成24年度当初予算案に盛り込ませていただいているところであります。

この制度の概要を申し上げますと、対象者は市民税非課税世帯で75歳以上の単身世帯、75歳以上のみで構成される世帯、75歳以上の方と障がい者のみの世帯でございます。助成の内容としては、高齢者の方が時間的な制約や目的地の限定がなく一人一人の生活に合わせて利用できるタクシー券を、1世帯当たり1カ月に3枚、1,500円分を交付し、利用運賃の一部助成としてま

いりたいと考えております。新年度予算案の御承認を得られましたら、早速市民への周知を行い、平成24年7月からの交付に向けて準備を進めてまいります。

真船議員の最初の御質問に答えましたとおり、本市はさまざまな観点から健康なまちづくりをなお一層推し進めたいと考えております。この事業により、高齢者の方には、家に引きこもらず、図書館や公民館等の公共施設、日常のお買い物、銀行や郵便局、あるいは友人や子どもたちのところなどへ元気にお出かけいただきながら、健康で明るく開放的な生活をぜひ送っていただきたいと心から願っております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◎**教育長(植松榮人君)** それでは、真船議員からの一般質問、1番の教育行政について、学校給食の異物混入についての対応と対策についてという御質問にお答えをいたします。

このたびは、学校給食に異物が混入するということが起きたことについて深くおわびを申し上げます。

問題の異物混入は、1月11日、17日、31日と連続して発生をいたしました。私は、このことを真摯に受けとめ、原因の究明、検証、対応策の具体化、チェック機能の強化などを直ちに給食センターに指示をいたしました。さらに抜本的な検証を行っていくため、教育委員会事務局内に平成24年2月20日、学校教育部長を長とする習志野市学校給食調理業務検証委員会を設置したところであります。

学校給食の安全性は、給食センターのみならず、学校給食にかかわるすべての者が力を尽くして確保していかなければならないと考えております。今後においては、設置しました習志野市学校給食調理業務検証委員会の検証結果を踏まえ、安心・安全でよりよい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、1回目の答弁といたします。

◆**15番(真船和子君)** はい。それでは、議長の指示に従い順次再質問をさせていただきます。初めに、教育行政について。

このたび、今、教育長からも御答弁いただきましたが、3回、4件、引き続き異物混入の問題が発生いたしました。今、教育長は、1月11日、1月17日、1月31日、同じ学校で起きました。この詳しい調査内容を教えていただきたいと思っております。

◎**学校教育部長(押田俊介君)** 真船議員のお尋ねにお答えする前に、学校給食を所掌する担当部長として、学校給食の安全・安心という信頼を損ねるという、こういう事態になりましたことを深く反省をいたしましておわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

さて、この1月11日、17日、31日に起きました給食における異物混入は、いずれも実花小学校で起きたものでございます。

まず1月11日は、栗と白玉のぜんざいの中に給食をつくる回転がまを洗うときに用いるブラシの毛が混入をいたしましたものでございます。洗浄のときにちょうど回転がまのふたの部分の金具に引っかかり、それが混入したものと判断をいたしました。この混入についての改善策といたしまして、これまでも行ってはおりましたけれども、まず洗浄時における調理器具内部の最終確認、それに使用前の消毒時に事前確認をさらに強化をすること、また洗浄ブラシそのものがやはり毛が抜けるということから、スポンジたわしにかえるということを行いました。

続きまして、実は1月17日には同じ実花小学校で、学級は異なりますが2件発生をいたしました。まず1件目は、筑前煮の中に髪の毛の混入がございました。もう一件は、別の学級のカップ、食器でございますが、その外側に虫が付着をしていたと、その2件でございます。

発見の状況時から考えてみますと、髪の毛については、給食センターにおいて筑前煮をクラスごとに食缶に分けるときに混入したという可能性があるかと判断をいたしました。この改善策といたしましては、作業着の髪の毛等の付着防止として、これまで作業の前にローラーで髪の毛やほこりをふき取っておりましたが、それを作業途中においても行うこと、また、お互いに作業着を常に注意をしながら行うということ、もう一つ、作業前に朝の朝礼の段階で、異物混入のおそれのある、そういったものの口頭での注意ということを行うようにしてまいりました。

続いて、カップに付着していた虫でございますけれども、ちょうど付着していた位置がカップが重なる位置でございました。そのカップに付着して乾燥していたということから、配膳のときにもカップから落ちなかったということでございます。つまり、食器の洗浄のときに付着したものが、あるいはそれ以前に付着したものが洗浄の間もずっとついていたということになります。洗浄につきましては、機械による洗浄の前に、これまでも手洗いはしておりましたが、その手洗い洗浄の目視確認を徹底すること、それから、予備洗いの確実な実施をすること等について徹底をいたしました。

1月31日、これはパンプキングラタンにビニール片の混入がございました。この献立は製造業者のほうに発注をしたものでございました。その業者を呼び嚴重注意をするとともに、混入物と、その混入の経過、それを究明するように指示をいたしました。究明結果につきましては、2月24日に業者のほうから、混入物のビニール片はグラタンのホワイトソースを保管する際に使用しているポリシートの一部であると。それが作業工程中に何らかの原因でちぎれ、グラタンルーの中に混入したのではないかと、そういう報告がございました。

いずれの事故につきましても、健康被害については報告はございませんでした。これが不幸中の幸いというふうにはとらえておりますが、非常に残念なことでございました。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。詳細に御説明いただきました。4件でしたね。続いてありまして、深刻だなという思いがございましたけれども、このほかに、1カ月の間に4件起きるということは、当然その前にも起きているのかなという形で調べていただきたいと教育委員会に申し入れいたしました。今まででどのぐらい起きているのかお尋ねいたします。

◎学校教育部長(押田俊介君) はい。真船議員のほうから至急の調べということでございました。で、私、非常に残念な結果が出てまいりまして、実は23年度、本年度の中で、今ほどの4件を含めまして23件がございました。その内訳でございますが、髪の毛の混入については5件、虫に係るものが9件、そのほかビニール片等についてが9件、そういうふうになっておりました。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。23件ということでございましたけれども、平成22年度はどのぐらいでしたか。

◎学校教育部長(押田俊介君) 平成22年度も、ほぼ今年度と同様でございますが、合計22件ほどございまして、内訳につきましては、髪の毛等が4件、虫に係るものが11件、そのほか吸湿紙、これは御飯の上にかける紙なんです、そういったもの等の混入が7件、合計が22件ございました。

◆15番(真船和子君) はい。質問している私も恥ずかしくなるぐらいなんですよ。教育長、先ほどの1回目の御答弁で、真摯にこの件を承っていると、直ちにセンターのほうに徹底した指示をしたという御答弁をいただきましたけれども、教育長のこの真摯とは、真摯に受けとめたという思いはということですか。お尋ねいたします。

◎教育長(植松榮人君) ただいま部長のほうからお話をさせていただきましたけれども、このたびの混入につきまして、大変多くの方に心配やら御迷惑をおかけしました。心からおわびを申し上げたいというふうに思っております。そういう意味で、大変学校給食に対する不信を招いたということについても心からおわび申し上げたいというふうに思っております。

学校給食につきましては、食材について搬入をしていただいて、そして調理をして、給食ができ上がって、トラックで学校に運んで、そして子どもたちが配膳をして、そして子どもたちが給食を食べるという、こういう一連の工程の中で学校給食は行われるわけでありまして、このことについては大変多くの職員が関係するわけでありまして、一人一人がしっかりと、自分の職業についてしっかりとした自覚を持ちまして、そしてお互いがしっかりと力を合わせて、そして1つのものをつくるという認識に立たないと、安全・安心な給食はできないだろうというふうに私は考えております。そういう意味で、これから行われます検証委員会の中で、そういうものをしっかりとしていく上で、人の問題なのか、あるいは物なのか、あるいは施設の問題なのか、そういったこともしっかりと検証をして、そして、すぐ対応すべきものは対応して、そしてじっくり考えるものはじっくり考えて対応していきたい、そんなふうに受けとめております。

◆15番(真船和子君) はい。今、教育長のお言葉をいただきましたけれども、いかがですか、皆さん。これを今まで全く改善してこなかった、これ、教育委員会の責任問題ですよ、管理部の。一度もここに手をつけてこなかったということを私は指摘したいんです。22年度、23年度、同じような件数が起きていますよ。ということは、当然21年度、20年度、さかのぼっていけばずっと起きていたのではないかな。これを全く手をつけず、だれも言わず、そうしたらそのまま済んでいくのかな。そういう思いで、今、腹立たしい思いでいっぱいでございます。

もしかしたら皆さんは、たかが虫か、たかがビニールか、そういう思いがあるかと思えます。でも教育長、あれですよ。自分の器の中にゴキブリが入っていたらどうしますか。ゴキブリまで入っているんですよ。この今回の給食の問題の中にバツタも入っているんですよ。ビニール片、S字フック、考えられますか。いかにして危機管理がなっていないか。部長、どう思いますか。

◎学校教育部長(押田俊介君) 議員御指摘のとおり、我々としても非常に極めて残念であり、本当に申しわけないというふうな気持ちでいっぱいでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。じゃ、今までこの件に関してどこも、担当している部で検討してこなかったんですか。この報告を受けている、このことに関して、報告を受けていて何の対策もしてこなかったのかどうか、その点伺いたいと思います。

◎学校教育部長(押田俊介君) この報告の問題でございますけれども、私ども学校教育課に上がってくる件数というのが、実は大変申しわけないんですが、連絡体制が非常に不備であったというふうに認めざるを得ないと思います。

と申しますのは、まず学校のほうで異物が見つかりますと、学校から給食センターのほうに連絡がまず入ります。その中で給食センターのほうの所長、あるいは栄養士と学校のほうで協議をして

おりまして、私どものほうに入ってくるのが、例えば23年度で申し上げますと、23件のうち、実は12件ほど私どものほうに入っていました。その都度においてすぐに直せるもの、直ちに直せるものについては指示はいたしましたけれども、それ以外のものにつきましては学校とセンターの中で処理をしていると、そういう実態がございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。じゃ、もう一度お尋ねいたします。先ほど平成23年度、今、教育長が言われた4件を含めて23件ありましたということでございますけれども、これは1月31日以降、2月の分も含めてでしょうか。お尋ねいたします。

◎学校教育部長(押田俊介君) 2月の末現在でございます。

◆15番(真船和子君) では、その内容を教えていただきたいと思います。

◎学校教育部長(押田俊介君) 2月に入りましてからはビニール片が1回、まつげ、これが1回。要するに短いものですね。それから、もう一つが洗浄用のブラシ。スポンジに買いかえる前の洗浄用のブラシがやはり1回ございました。3件ほど2月にございました。

◆15番(真船和子君) お聞きのように、1月31日、その後、教育委員会にも現場から申し入れをして、何とか検証してほしいと、二度と起こさないように――皆さん、書いているじゃないですか。二度とこのようなことが起こらないように注意しますよと、保護者にもそのように申しているんですよ。それでもこうやって起きるということは、全くこのように騒いでいても危機管理意識がなかった。先ほど教育長は、2月20日にこの検証のための調理業務の検証委員会を設置しましたということでしたけれども、何でこの31日、即その後に設置できなかったのか、なぜ20日だったのか。その点をお伺いいたします。

◎学校教育部長(押田俊介君) 対応につきまして遅いというおしかりをいただきましたけれども、私どものほうも確かに対応が遅いと言われるとそのとおりでございますが、その都度、まずその状況をきちんと把握をして、直せるものは直ちに直したいという動きの中でやっておりました。で、検証委員会を立ち上げて、やはり総力を挙げていかなければならないということにつきまして、中で協議を重ねる中で約20日間を過ぎたということでございます。

◆15番(真船和子君) 市長、今のやりとりを聞いていて、どう思われますか。

◎市長(宮本泰介君) はい。報告を受けたときは私もびっくりしました。で、この給食センターでは年間何十万食もの給食を提供しているわけですね。で、そういう中で、今回異物混入というようなことで一言で言いますけれども、異物混入ということの異物という中には、時には毒物であったりするかもしれない、劇物でもあるかもしれない。もっと怖いのは細菌ですよ。そういうものを含めて、バツタが虫であるならば細菌も虫ですから、そういうことの中で、やはり危機管理というのはしっかりしなければならぬということを新たにすると。

それと同時に、この業者のほうから入ってくるものというのも、やはりこの中には含まれております。この点につきまして、私のほうからは報告体制をしっかりすること、それと、中には事故に至らずとも、重大なミスにつながるそういったヒヤリとすること、ハツとすること、これ、よく工場なんかではヒヤリ・ハツメモなんていいますけれども、ヒヤリ・ハツメモというものをしっかりとつけるとか、あるいは指差呼称ですね。危険予測、KYなんていいますけれども、そういうことをする。それは今、ソフト面の話ですけども、それと、先ほど来、宮内議員からも指摘されましたけれども、ハード面ですね。きちんとシステムが、あるいはそのハード面のほうがきちんとできているのかどうか。そう

いうこともしっかりと検証する中で、これはもうもろに安全にかかわること、安全中の安全、口の中に入ることですから、これについては私としてもしっかりと受けとめて教育委員会とともにやっていきたいと、このような決意であります。

◆15番(真船和子君) はい。突然に市長、申しわけございませんでした。

それでは伺いますけれども、私も2月10日にこのセンターのほうに行っていました。教育長と部長、管理責任者として、いつ現場のほうに足を運ばれましたか。で、どのような話を現場から聞いて帰っていますか。お尋ねいたします。

◎学校教育部長(押田俊介君) 私、担当部でございますので、1年を通して随時センターのほうには行っておりますが、今回のこの異物混入、1月に発生した後は、その調理状況等をきちんと把握をさせていただきましてのが2月20日になります。その中で、調理場の、あそこは中には入れませんので、上のほうから、あるいは外から見た中で、あるいは所長や栄養士のほうから事情を確認させていただきまして。

そういう中で、やはり根本的に異物混入について、そもそも大丈夫なのかというところを私自身が感じたことはあります。例えば調理中に帽子をかぶりますよね、白い帽子とか白衣とか。髪の毛というのは、実はいつ落ちるかはわかりません。本人に気がつかないうちに落ちてまいります。で、帽子をかぶって調理をしておりますが、その帽子では、私はやはり抜け落ちたものを防ぐことは難しいだろうと。で、すぽっと頭全部を首までかぶる、そういった帽子にはならないのかというようなこともあります。で、服装や作業工程含めて再度洗い直してきちんとやっていきたいと思いますということでは話し合いはさせていただいているところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。では、先ほど教育長の御答弁の中で出ていました、この検証委員会ですけれども、このメンバーはどういうメンバーで、これからどういう検証をしていくのか、どういう内容を持っていかれるのか、お尋ねいたします。

◎学校教育部長(押田俊介君) はい。この調理業務の検証委員会は、まずは10名ほどの委員をもって行いたいと考えております。それは、学校教育部長、私を長といたしまして、学校教育部の次長、それから教育総務部の次長、企画管理課長、学校教育課長、それから給食センターの所長、それから学校教育課におります栄養士、あるいは保健師等のメンバーでまず考えてまいりたいと思っております。

◆15番(真船和子君) 今、私、どういう内容でどう検証していくのかということもお尋ねしています。

◎学校教育部長(押田俊介君) 失礼しました。まず、この検証を行うに当たって、まずそれぞれの事例が何に起因して起きたことなのか、それから混入経路、この特定、あるいはその特定の可能性があるのか、それから再発の防止策、それから防止をするために何が必要なのか。人なのか予算なのか等、そういったことを考えてまいりたいと思っております。

で、いろいろ異物混入の場合に考えられることとして、1つは作業工程における不注意によるもの。ビニールの混入などはまずは不注意です。起きた原因は、食材がビニールに入って冷凍物が入ってくるものがあります。ビニールを切って食材をあけるわけですが、そのはさみの入り方によってビニールが落ちることがまず考えられます。

それから、施設・設備のふぐあい等があります。例えばでございますけれども、虫が混入するに

当たって網戸に穴があいていたのかどうか、そういうこともあります。あるいは、先ほど真船議員がおっしゃったゴキブリ等の混入については、ゴキブリ駆除、ネズミ駆除、これについては毎月々のきちんとした点検と消毒を行うこと。当然のことながら配送するトラックの中も虫等がいるおそれがありますから、そういったものへの対応。それから業者、製造業者そのものの中に起因するものももちろんございましょうし、それから、先ほど申し上げたような調理員のほうの気づかない間の混入というのがあり得ると。そういったことも含めた中で検証してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ちょっと話は戻りますが、先ほど部長は、2月20日に給食センターのほうに行ってきましたということでございますけれども、教育長はいつ行かれ、どのような現場を見て、どういう思いをされていますか。

◎教育長(植松榮人君) はい。部長が20日に行きまして、そして部長のほうからお話を聞きまして、そして、たしか月曜日だったと思います。2月27日の朝、朝礼の前に私のほうから、作業員全員が集まっていたので、そこで話をさせていただいて、こういう混入の件について、今までもやっていたいただいていると思いますけれども、なお使命感を持って給食に当たっていただきたいという話をまいりました。ふだんは、月に1回は必ず部課長会議がありますので、その席にセンターの所長も参加していますので、給食のことについては何かあれば話は聞いております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。とにかくこういうことが平気で日常茶飯事起きていたということが、まざまざと今回わかったわけでございます。そして、すぐさま行くのではなく2月20日。多分これは1月31日以降に、私の仄聞しているところでは、次がまた起きたと、問題が発生した、そういうことも踏まえてなのかなど。憶測、推測してはいけませんけれども、検証委員会も2月20日。この対応の遅さ、先ほど宮内議員も言われておりましたけれども、やはり危機管理というものは、常にトップにある方々は持っていかなければいけない。そして、まして子どもたちの口に入る、その食を運ぶ大事な仕事ですよ、本当に。現場という感覚じゃなくて、これは大事な職務を預かっている人たちです。そこをやはり管理職にある皆様がきちんとお示しをしなければ、ただ頭ごなしに指示だけではだめなんですよ。ともどもに改善していこうと、そういうリーダーシップをとっていただかなければ、これはどんなに、どんな策をとってもなかなかおさまらないと思います。ここはチームワークです。教育委員会、そして給食センター、そして学校、この携わる人たちのチームワークをしっかりといただかなければ、これはなかなか解決しないものではないかなと私は推測いたします。ぜひこの経験をもとにしっかり対応していただきたいと思っておりますけれども、先ほど来出ています、この検証委員会、2月20日に設けましたけれども、このメンバーを今伺いましたら身内じゃないですか、全部。徹底的に検証していくのであるならば外の目が必要です、はっきり言いまして。第三者のこの専門家を入れるというお考えはないんですか。本当に何とかしなければいけないと、そこまでせっぱ詰まって考えていたら第三者を入れるべきだと思いますけれども、いかがですか。

◎学校教育部長(押田俊介君) 今後、外部の方についても検討させていただきます。

◆15番(真船和子君) はい。では続けて再質問させていただきますけれども、先ほど私、言いました。2月10日の日に給食センターへ行かせていただきましたけれども、調理現場で一生懸命作業をされている方は、朝でしたので、お昼に間に合う作業をされておりました。で、その現場でも、

現場の状況を見させていただき、いろいろなお話も聞かせていただきました。そして施設の周りも全部見させていただきました。

そこでまず私が感じましたのは、1つは、この人手が足りているのかなど。といいますのは、この給食センター、皆さん御存じのように老朽化しております。機械も老朽化してきております。必ず1日何かしらの機械が故障する。それに職員は本当に手をとられている。そうしている間に職員の手は全部、今度そこへ行ってしまふ。こういうことも伺ってまいりました。そういう中で、職員の体制、これは十分足りているのかどうか。その点についてお伺いいたします。

◎**学校教育部長(押田俊介君)** 給食センターの職員、調理員ですけれども、現在34名おります。34名につきましては、今現在6,400食をつくっております。1人頭、調理員にしてみると188食をつくっているという計算になります。国の基準で申し上げれば、国のほうでは1,300食に6名の調理員、それに500食を超えるごとに1名を追加していくというふうになりますので、国基準で言えば17名ではございますけれども、本市は34名ということでございますが、基準上はクリアしているかなど。ただ、実際問題調理の数がふえている、あるいはO-157やノロウイルス対応とか、そういう面で人手についてはふやしているところでございます。以上でございます。

◆**15番(真船和子君)** はい。では伺いますけれども、今、国の基準は上回っている。倍でしょうかね、国の基準は17人で、この習志野市の食でいったら17人で十分だよということですよ。で、うちは今34人いるということでしょうか。そういうふうに受けとめてよろしいですか。

◎**学校教育部長(押田俊介君)** そういうことでございますけれども、実際問題、この国の基準というのは相当年月前のものでございまして、国のほうではもう全然基準は変えていないところがあるんですね。近年、学校給食の品数が随分ふえています。で、さらに先ほど申し上げたようにO-157が発生したり、例えばですけれども、学校衛生基準がございまして、これまで従前は75度1分間加熱だよというものが85度1分加熱だよというふうに随時改まるんですね。それに応じた形で給食センターのほうも対応してまいりました。その結果、十分かと言われれば十分でないのかもしれませんが、我々、できる限りの範囲の中では、人員については手厚くしてまいりたいというふうに考えております。

◆**15番(真船和子君)** はい。では引き続き再質問させていただきます。

先ほど部長より、人手については足りているというような御答弁もいただきましたけれども、他市町村の給食センターというところはどのような状況になっているかわかりますか。

◎**学校教育部長(押田俊介君)** 今手元に詳細はないんですけれども、近隣市の状況でいうと、調理員1人当たり大体150食程度から250食程度までをつくっていると。本市の場合で言うと、先ほど申しましたけれども、1日6,400食、年間にすると115万食ですか。それを割っていきますと、大体1人頭188食ですので、ほぼ近隣市の平均くらいかなというふうには思っております。

◆**15番(真船和子君)** はい。では次に質問を移らせていただきますが、この人、職員の皆さんのことはとりあえず置いておきまして、あと施設の関係であります。先ほど設備機器、これはいろいろ老朽化もしてきて、その日その日にボイラーの故障があったりいろいろするという事も伺いましたし、また、この施設そのものに対しても、ちょっと視察をしてきました。私が行きましたときには、この排水系統のふぐあいのことを言われておきまして、本当にこの給食センターは水、この排水設備が非常に重要であります。その排水設備の系統にふぐあいが生じているというのは、今回、東

日本大震災があり、その影響を受けての設備不良だということを説明いただいたんですけれども、その件について、今どうなっているのか。これは早急に対応すべきだと私は思いましたけれども、なぜ今、まだ対策がとれていないのか。その点についてお伺いいたします。

◎学校教育部長(押田俊介君) 今、議員御指摘のとおり、第一調理場のほうの排水系統がふぐあいを生じているということでございますけれども、東日本大震災のこともありましようし、経年劣化もきつとあるんだらうと思いますが、その状態で、実は3月中は給食は震災の影響でとめておりまして、4月に入ってから給食を再開したときにふぐあいがわかったということで、当時は排水系統のほかにボイラーの配管もふぐあいがあったということもあって、ボイラーのほうは直接給食をつくる上で必要不可欠でございますので、そちらのほうを早急にまずやったということです。

まず排水のふぐあいについては、当分の間につきましてはポンプアップをして排水を行うということとして、調理のほうに支障が出ないように利用してまいると。あわせて、どこが異常なのかについて、その特定のためにセンターの職員のほうで床下に潜って目視を行ったと。ところが、その目視では異常箇所が見つからなかった、特定できなかったということでございます。そこで専門のほうの業者に調査を委託すべき準備を進めてまいりましたが、第一調理場だけで3系統、排水の系統があるということでございます。まず、その3系統の中のミキサー、スライサー系列というものの調査を考えておりましたが、業者と協議を重ねる中で、1系統だけではなく残りの2系統も含めたセンターの排水系統すべてについて、やはりきちんとした調査をしなければならぬだろうということで、全体を見直そうとしたものでございます。現在、その調査につきましては、3月半ばを目途に、ちょっと給食をとめる日じゃないとできないものですから、土日を含めた中で調査できる日を早急に定めたいということでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。実は、去年の6月補正で、この対応を何とかしてくれないかという要望が出ていたと思うんですよ。それがなぜ対応できなかったのか。そのときに対応できれば、夏休みにこの点検等できたのではないかと。そして安心して調理業務ができるんじゃないか、そういう思いもしたんですけれども、この点の経過についていかがですか。

◎学校教育部長(押田俊介君) 当時、6月補正の場合が災害復旧ということで、さまざまところで動いておりましたけれども、まず確認ということが、特定することが問題であるということでやりましたけれども、まずは臨時に組むことよりも、内部のほうのお金を集めて、その中でできないものだろうかと。特に緊急性という観点から考えると、ボイラー配管は確かに緊急性があったので、まず緊急性のものから順次やっっていこうということでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。わかりました。ただ、この学校給食法の第9条の学校給食衛生管理基準には、やはりこの学校給食の施設の整備について、このように書いているんですよ。「教育委員会等は、随時施設の点検を行い、その実態の把握に努めるとともに、早急に整備を図ることが必要な事項及び早急に計画を策定し改善を図ることが必要な事項に留意し、施設の新築、改築、改修、修理等の措置を講じること」と、これは大事な視点だと思うんですね。ですから、こういう予算措置が上がってきた場合は市長が決裁を出すと思うんですけれども、予備費等を使ってでも、これは毎日子どもたちの給食を運ばなければいけないという業務なんですよ。このところを第一に考えて、予備費等でも与えていけるぐらいの対応を、先ほど宮内議員も出ていましたけれども、このぐらいの危機管理体制があっればいいんじゃないかと思っておりますけれども、市長、いかがですか。

◎市長(宮本泰介君) 結果的に安全とかということにかかわる問題ですので、しっかりと検討させていただきたいと思います。

◆15番(真船和子君) はい。ぜひこれから、こういう問題がありましたときには緊急に、このセンター設備の対応に接していただきたい、そのように思っております。

先ほど来、センターのお話をさせてきていただきましたけれども、習志野市では自校給食もやっております。こういう点から踏まえまして、自校給食ではこのような異物の混入等の問題が発生していないのか、お尋ねいたします。

◎学校教育部長(押田俊介君) 確かに習志野市ではセンターで給食10校分はつくっております。そのほかは自校給食でございます。自校給食の場合には、ほとんどが委託業者のほうで調理はお願いをしているところでございますが、実際問題は、自校給食でも異物混入については報告がございます。これは学校の中でやっておりますことから、なかなかきちんとした報告が私どものほうまで上がってはきておりませんが、調べたところ、今年度はやはり野菜に付着していた、野菜はよく虫がつきますので、その虫が残っていたりとか、先ほどの髪の毛ですとか、そういったことがやはり今年度の場合で19件はあったということがわかりました。

いずれにしても、自校と給食センターともに、先ほど来申し上げているように異物混入というのは、食の安全・安心のすべての信頼を損ねる、そういった事象でございますので、我々としても何とか再発防止をしてまいりたいというふうに強く思っております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) 怠慢そのものですよ。先ほど自校――私は給食センターを主にきょう発言させていただきましたけれども、自校給食の中でもこのようにあると。それが先ほど、全部できれば報告していただきたかったんですけども、このように出てきていると。これは本当に、いま一度教育委員会の所管する部署、徹底的な検証、管理体制、これが必要だと思いますけれども、部長、いかがですか。

◎学校教育部長(押田俊介君) 私も、この件につきましては非常に危機感を今強く持っているとございまして。これからやってまいります検証委員会のほうできちんとした検証を重ねてまいりたいと強く思っております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。それでは、最後に要望させていただきます。

まず1つは、先ほども言いましたけれども、この調理業務検証委員会に必ず第三者の専門家を入れていただきたい。これを1点要望して、徹底的にこの3月の春休みに検証し、結果を出していただきたいと思います。

それからもう一点、これは本当に再発防止対策。今までの対策は不十分です。ですから、何度も何度も同じことを繰り返している。もう一度これに対してお話しさせていただきます。

まずは、センターのみならず、この学校等における危機管理体制の確立、これをぜひ学校側にも申し入れていただきたい。そして、調理場での日常点検の徹底、これも随時報告が上がるような管理体制にしていただきたいと思います。そして、あとは配膳室の保管場所ですね。衛生について十分に配慮していただきたい。これも徹底した衛生管理に向けた対応をしていただきたい。そして、配膳室から給食時間の配食までのこの管理、今も同じような形ですけども、徹底をお願いしたい。こういうことを十分に踏まえて、習志野市のこの学校給食における危機管理マニュアルの作成を要望いたしますけれども、いかがでしょうか。

◎学校教育部長(押田俊介君) 何点かの御要望がございましたけれども、でき得る限りのことをしてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ぜひよろしく願いいたします。この御質問はまた次回にさせていただきます、どのような検証結果が出たのか、その結果をお伺いしたいと思っております。以上でございます。教育長のほうからお願いします。

◎教育長(植松榮人君) きょう御質問をいただきましたので、今最後に要望もいただきましたし、また私たちもしっかり今までのことを検証して、そして、きょうのこの機会を、これからの給食の中でよりよい給食になるように、それぞれの部署でしっかりした対応をしていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

◆15番(真船和子君) はい。では、今後大いに御期待申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

では、引き続きまして、保健福祉行政について再質問に移らせていただきます。

がらっと変わりますけれども、市長、きょうは保健福祉行政について健康都市宣言、そして介護保険に対します御答弁、ありがとうございます。また高齢者の移動支援事業につきましても大きな前進、一步できたかと思っております。大変にありがとうございます。

私は、昨年6月議会、宮本市長が初めてその場にお座りになり、初めての議会のときにも、この16万市民の先頭に立って走っていく、そのビジョンは何かと伺ったことがあります。質問させていただきました。そのときは首をかしげながら、私もまだ点でございました。12月においても、また市長に対し、平成24年度予算、これに対して市長のカラーはどこに出ていますかとお尋ねをさせていただきました。そのときは、市長のお言葉の中で、自信あるようなお言葉で、とにかく今は災害復旧・復興に全力を挙げる。しかし、この市民の皆様の健康、教育、こういう福祉、ここに力を入れて取り組んでいきたいというような御答弁をいただいたかと思っております。6月議会のときにも市長はたびたび、この健康という言葉、ここがキーワードになっていたかなと思います。本当に今回の御答弁は、この健康なまちのビジョンを示され、世界保健機関、WHOですね。この提唱しているヘルスプロモーションの概念に基づく条例にしていきたいと、具体的な取り組みが進められていることを市長のお言葉から伺いまして、皆さんはどう思うかわかりませんが、私は、6月、12月、そしてこの3月、質問を常に市長に投げかけてきました。市長、どういうまちづくりをしていくんですか、どうしていきたいんですかと。そのときに、点で来たものがようやく今回、線になったかなと、そういう思いでうれしく思っております。

本当に今までは延命と言われる、この命を延ばしてくるという施策とか、そういう形がありましたけれども、これからは市民一人一人が健康で長生きをする、これが何よりのことではないか。ここに視点を置いて、この健康まちづくり推進条例ですか、これの策定に向かって今動いていると。そして保健福祉部長を筆頭に動いていただいているということをお伺いして、私は本当に、何か先が見えたような、そういう思いで気持ちが軽くなりましたことを本当にうれしく思っております。敬意を表したいと思えます。ぜひ、この保健福祉部が中心となり、そこに各部局が集まり、これから習志野市の未来に向かってのスタイルが1つできたのかなという思いでいっぱいでございます。

ただ、掲げるだけではいけません。これを具体的に一つ一つ検証し、施策を進めていかなければいけない。そこで私は、今まで議会の中で、この介護保険について質問してきました。平成22

年9月議会でも、この介護保険料のアップ、さまざまな介護保険自体が非常に逼迫してくる、この状況の中で、何とかこれを抑えていかなければいけないんじゃないですかと、予防事業をしていかななくてはならないんじゃないですかということを述べさせていただきました。

埼玉県のと光市、この取り組みを22年度の9月議会でも出させていただきます。この取り組みは、国に先んじて、もう平成15年度から、この介護予防施策を重点的、これは市独自の予算をとって取り組んできている予防策でした。この結果を見たときに、本当に先ほど市長が言われましたように、私も言いましたように、介護が軽くなること、それから自立になることが幸せだと、そういう市民が、そういう高齢者が意識の中に浸透していく、そういう意識をみんなが持ち続けていく、そういう予防策をしてきたんですね。その結果、この介護認定者数も横ばい、ふえていない。そして介護保険料も下がったというんです。今、みんな上げている。介護保険料アップ、アップという中で下げてきている。これがやはり何よりも大事なまちづくりの施策ではないのかなという思いで、このとき発言させていただきましたけれども、では保健福祉部、この要望してきました、この介護予防事業についてどのような研究をされてられているのかお尋ねいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。22年9月議会での真船議員の御提案を受けまして、保健福祉部の取り組みということにつきましてお答えを申し上げます。

和光市の視察ということでございますけれども、ただいま御紹介がありましたように、和光市は全国に先駆けて平成15年度から、介護予防事業に高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に盛り込んで積極的に市独自の取り組みを行い、要介護認定者の伸びが緩やかになるといったような成果を出しており、全国的に注目をされているところでございます。

そこで、私どもといたしましても、第5期の計画を策定するに当たりまして、和光市の高齢者施策を研究し、実施に向けたノウハウを得るため、早速和光市の視察ということについて計画をいたしました。和光市では、テレビ番組で取り上げられたということもございまして全国から問い合わせが殺到しており、当初、私どもの視察には応じられないという回答をいただきました。しかしながら、担当が繰り返しお願いいたしまして、平成23年7月によりやく受け入れていただきまして、私を含め高齢者支援に係ります部内の担当所管、高齢社会対策課、介護保険課、ヘルスステーション、包括地域支援センター、これらの職員9名で視察し、さまざまなことを学ばせていただいたところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。じゃ、この視察をされてきた、その結果、和光市の取り組み状況、特徴と、私も先ほど、この結果、効果についてお話をさせていただきましたけれども、その特徴、効果という点については、保健福祉部長はいかが感じられましたでしょうか。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。和光市から学ばせていただきました特徴、効果ということにつきまして、2点に分けて御紹介をさせていただきます。

1点目は、コミュニティケア会議と呼ばれます会議を開催しているところでございます。この会議は、和光市の高齢者の担当課と地域包括支援センター、これは委託されたところでございますけれども、それらが中心になりまして、そのほかに管理栄養士、歯科衛生士などの専門職種、そして関係する各課及び民間の介護事業者等が、またボランティア団体も含まれますけれども、それらが構成メンバーとなりまして、毎週1回、そういう頻度で開催されているものでございます。地域包括職員が、まず対応困難なケースについて毎回五、六件ピックアップいたしまして、1件当たり20

分程度の配分の時間で参加メンバーが情報の共有、意見の交換を行うものでございました。この会議の運営におきましては、民間事業者も共通の様式で資料を作成し、また共通のルールで編冊するなどのことをいたしまして、資料に目を通す時間を短縮したり説明の時間を短縮したりして、課題に対する問題点の把握や解決のための方法をスピーディーに検討できるように工夫を凝らし、効果的な運営がなされておりました。

2点目の特徴でございますけれども、国のモデル事業として平成17年度より高齢者の情報を一元化した介護予防ケアマネジメントシステムを構築し、介護予防事業を推進していることでございます。このシステムは、住民基本台帳、高齢者の台帳、介護保険の被保険者の台帳などの情報を結合するとともに、3年ごとに行います高齢者の生活状況、生活実態、それから身体の状態などの調査の結果などを取り込み、個々の高齢者が抱えるリスクを総合的な把握をすることができるものでございます。先ほど申し上げましたコミュニティケア会議の情報も、このシステムに記録され、過去から現在に至るまでの経過をたどり、対象者の状態の変化が追えるように整理をされておりました。この高齢者に関する基礎データを関係者が共有した上で、その人に応じた的確な介護予防サービスの提供やアドバイスを行うことにより介護予防効果が高められ、その結果、要介護認定率の鈍化する傾向が見られたということでございます。

和光市が介護予防に取り組む前の平成14年度の認定率は10.5%で、埼玉県平均では10.1%でございましたので、これを上回っておりました。しかしながら、ここ3年間は和光市はほぼ10%台で推移しておりまして、埼玉県の平均が13%台、15年度以降の積極的な取り組みによりまして埼玉県の平均を上回る効果を上げ、また全国の平均も16%から17%で推移していますので、和光市の取り組みが認定率の上昇の緩和につながっている、こういう効果が出ているという御説明を受けたところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。今回の視察は、山下保健福祉部長が、もう本当に部長みずから和光市に出向いていただいき、本当に今後の習志野市のまちづくりの施策に、何としてもこの事業をしっかりとこれから取り入れながら、習志野市に貢献していこうという思いが伝わってまいりまして、本当にありがとうございます。

とにかく、できることは習志野市もどんどん進んでやっていただきたい、そのような思いでありますけれども、私、平成22年9月議会では、この取り組みを何とかこの第5期介護保険計画の中に位置づけていただきたいということも要望させていただいておりますけれども、この取り組みは、この第5期の中ではどのような位置づけになるのか、お尋ねいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。和光市の視察結果の第5期計画への反映ということでございますが、本市では平成18年度の介護保険法の改正により、地域包括支援センターを中心にした介護予防の推進を重点課題に、さまざまな施策を展開してまいりました。しかしながら、和光市のように高齢者に関するさまざまな情報を、介護予防や高齢者の健康を保つための事業などに活用し切れしていないということもございます。

そこで、第5期の計画では、和光市のコミュニティケア会議や高齢者情報を一元化し介護予防につなげる介護予防ケアマネジメントシステム、これと同様なシステムの構築に向けた検討をしてまいりたいと考えているところでございます。このシステムの構築につきましては、和光市でも複数

年を要しているということでございますので、第5期の計画の3カ年の中で順次実施可能な部分から取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。この和光市は健康寿命100という、高齢者に対する健康を伸ばしていただけるという、その専門的な課もつくられて、いろいろ政策を練られているということでありますけれども、本市は、そのようなところは研究されてきましたでしょうか。お伺いいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。先ほど市長が御答弁申し上げました「健康なまち習志野」の計画、それから、これから市長が表明申し上げました健康なまちづくりの条例につきましても、健康寿命を長くするというを最終的には目標にするものでございますが、これまでの健康支援課で行っております保健行政も、これも健康寿命を長くするという観点から、また私どもの介護保険のさまざまな事業につきましても、ヘルスステーションで保健師が地域包括支援センターと協力しながら、健康寿命を長くすることが実現できるようなという視点で取り組んできたところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。それでは、ぜひこの第5期計画の中で進められるように要望したいと思います。よろしく願いいたします。

もう一点質問させていただきます。これは介護の話ではありませんけれども、先ほど市長の御答弁の中に、市民の健康という部分では地域社会全体で支えていくんだよというお話がたしかあったと思います。それにちなんで、実は皆様も御存じのとおり、さいたま市で2月20日、報道によりますと、60歳代の夫婦、そして30歳代の息子さん、この御家族が遺体で発見されたと、こういうニュースをお聞きになったかと思えます。この方たちは長期家賃を滞納し、そして、そのライフラインもとめられていたということ、そして発見がおくれてしまったという、人が出入りしないという形の中で発見がおくれてしまった、こういう記事を目にいたしました。

もう市長が、健康なまちづくり、地域社会全体で一人一人を支えていくんだ、そういう仕組みが必要だよという、先ほど力強いお言葉をいただいております。習志野市からも絶対このような事故・問題が発生しないように、このライフラインに対する一うちは習志野市、企業局がでございます。あと東京電力、そして一部千葉県水道局ですか、このライフラインのつながりがありますけれども、常にここと連携がとれる。もし長期滞納していたり連絡がとれないという場合には市に連絡をする、このシステムがこれから必要じゃないかというふうに考えますけれども、保健福祉部は、この点について今どのような取り組みをされているのかお尋ねします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。最近のさいたま市において起きました、生活困窮からライフラインがとめられ死亡に至るとい痛ましい事件が発生したことを受けまして、私どもも従前より、生活に困窮している方の状況の把握や関連機関との連携ということにつきましては、保健福祉部にそういう情報がつながるように、民生児童委員や税制課等とも連携を図ってまいりました。また、企業局におきましては従前より、料金を滞納して生活に困窮しているお客様に対して、市役所の保護課に相談を勧めるというようなアドバイスをしていただいているところでございます。

この事件後に私どもも、さらにこれを強化するという必要があるということを考えまして、このような状況にある世帯をいち早く確認し、必要な支援を行うことができるように、企業局、東京電力の京葉支社、千葉県水道局の関係機関に対して、料金滞納のためライフラインをとめられ生活にお

困りの方に保護課を紹介していただくような取り組みについて御協力をお願いするとともに、情報提供の仕組みについても御協力をいただきたく依頼しているところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ここの窓口は、連絡が入った際、窓口はどこになるのでしょうか。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。こうして何らかのトラブルが発生し、住民の方から、あるいは警察等から御紹介があった場合には、まず、その窓口となりました所管課が、例えばそれが高齢者の方なのか、障がい者の方なのか、母子なのか、そういったような状況を把握いたしまして、それぞれの所管課とともに対応をまいります。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。こういう形を聞きましたけれども、ぜひこういう痛ましい事故・事件がないよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後でございますけれども、これはもう当局に敬意を表するものでございますが、先ほどもございました高齢者の移動支援についてでございます。市長より前向きな御答弁をいただきました。ともに、この地域で元気で生き生きと高齢者の皆様が暮らし、いつまでも自分自身が元気でいられる、外に出ようと、こういう趣旨でございますので、市長のこの御答弁をいただき本当に感謝申し上げます。当局の御努力に敬意を表しまして本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。